

全国都道府県教育委員会連合会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、全国都道府県教育委員会連合会と称し、事務所を東京都内に置く。
- 第2条 本会は、都道府県教育委員会の教育長及び全国都道府県教育委員協議会運営規則第3条に基づき当該都道府県が指名する委員（以下「委員」という。）をもって組織する。
- 第3条 本会に都道府県教育委員会教育長をもって組織する全国都道府県教育長協議会（以下「教育長協議会」という。）及び都道府県教育委員会委員をもって組織する全国都道府県教育委員協議会（以下「教育委員協議会」という。）を置く。
- 2 教育長協議会及び教育委員協議会の運営については、それぞれ別に定める。

第2章 目的及び事業

- 第4条 本会は、都道府県教育委員会相互の連絡を密にし、相協力して教育行政の推進を図り、教育本来の使命を達成することを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 国及び都道府県教育委員会相互の情報交換
 - (2) 教育行政及び財政に関する調査研究
 - (3) 教育内容に関する調査研究
 - (4) 教育制度に関する検討
 - (5) 国会、関係行政機関等に対する要望及び建議
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 役 員

- 第6条 本会に、次の役員を置く。
- | | |
|-----|-------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 2 名 |
| 理 事 | 1 9 名 |
| 監 事 | 2 名 |
- 2 役員任期は1年とする。ただし、役員は、その任期が満了しても後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

- 3 会長は、教育長協議会会長をもって充てる。
- 4 副会長のうち1名は教育委員協議会会長をもって充て、他の1名は教育長協議会副会長のなかから会長が選任する。
- 5 理事は、教育長協議会理事及び教育委員協議会理事をもって充てる。
- 6 監事は、教育長協議会及び教育委員協議会の総会においてそれぞれ1名ずつ選出された者をもって充てる。
- 7 役員が、任期中において教育長又は委員の資格を失った場合は、当該都道府県の後任の教育長又は委員が、役員の残任期間その職務を行う。

第7条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 (1) 監事は、本会の会計を監査する。
(2) 監事は、監査結果に基づき分担金が適当であるかどうかについて会長に報告するものとする。

第4章 会 議

第8条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長は、必要に応じて臨時会を招集することができる。
- 3 総会は、予算、決算及び本規約の改正並びに本会の目的を達成するため重要な事項を議決する。
- 4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要のつどこれを招集する。
- 5 理事会は、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 本会の一般会務に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 総会において委任された事項
 - (4) 前各号のほか、会長が必要と認めた事項
- 6 理事会は、地方文教行政に関し緊急を要する案件について、総会を招集する暇がないと認めるときは、これを決定することができる。この場合は、次の総会に報告し、承認を求めなければならない。
- 7 会長は、地方文教行政に関し緊急を要する案件について、総会又は理事会を招集する暇がないと認めるときは、これを専決することができる。この場合は、次の総会又は理事会に報告し、承認を求めなけれ

ばならない。

- 8 第3条に定める教育長協議会の会長及び教育委員協議会の会長は、必要に応じそれぞれの総会及び役員会を招集することができる。

第5章 会 計

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

第10条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

第11条 本会の経費は、次の収入をもって、これに充てる。

(1) 一般会計

各都道府県分担金、その他収入

(2) 特別会計

連合会事業収入、その他収入

(3) 会計間独立の例外

一般会計の収入が事業執行上不足する場合、特例として特別会計から可能な範囲でその不足する額を一般会計に繰り入れることができる。

第12条 本会の各会計においては、次の事業執行の諸支出をもって、その歳出とする。

(1) 一般会計

総会、理事会、要望活動、研究調査活動、事務局運営費等に関する諸支出

(2) 特別会計

国際交流事業等その他経費に関する諸支出

(3) 会計間独立の例外

前条(3)の一般会計の不足する額について、特例として特別会計から可能な範囲で一般会計に繰り出すことができる。

第6章 事務局

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長の総括のもとに、この会の事務を処理する。

3 事務局に必要な職員を置き、会長が任命又は委嘱する。

4 事務局の内部組織その他に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規約は、昭和44年6月5日から施行する。

附 則（昭和58年1月20日規約の一部改正）

この規約は、昭和58年1月20日から施行する。

附 則（平成5年7月19日規約の一部改正）

この規約は、平成5年7月19日から施行する。

附 則（平成14年7月24日規約の一部改正）

この規約は、平成14年7月24日から施行する。

附 則（平成19年1月17日規約の一部改正）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月26日規約の一部改正）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月1日規約の一部改正）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月10日規約の一部改正）

この規約は、平成29年7月10日から施行する。